平成２３年（フ）第４０３号
神奈川県平塚市出縄142番地の８
債務者　皆川　早苗
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４０７号
神奈川県厚木市三田南２丁目20番17号
債務者　近藤　文子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４２８号
神奈川県平塚市大神2607番地の１
債務者　藤江　　務
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４４５号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央２丁目14番地７　レジデンス内藤301号
債務者　水堀　幸男
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４５３号
神奈川県秦野市鶴巻南５丁目５番３号　エクセル鶴巻205号
債務者　秋山　富裕
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４５９号
神奈川県平塚市四之宮４丁目11番７号　池谷荘202
債務者　内海　　茂
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４６４号
神奈川県秦野市落合395　レオパレス小澤弐番館103号室、住民票上の住所神奈川県秦野市桜町２丁目３番25号
債務者　中林　慶輔
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４６８号
神奈川県足柄下郡箱根町強羅1320番地の34
ＪＦＥ健康保険組合早雲荘
債務者　渡部　綾子（旧姓佐渡山）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４７６号
神奈川県中郡大磯町高麗２丁目25番18号　湘南高麗ハイツⅠ201
債務者　小杉美智子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５１７号
神奈川県秦野市三屋124番地の22
債務者　小野剛こと小野ボルジェスこと小野ボルジェス剛こと　ＢＯＲＧＥＳ　ＮＡＫＡＩ　ＡＭＡ　ＯＮＯ
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２７６号
新潟市西蒲区巻甲1780番地２　県営住宅226号室
債務者　原田　早苗
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４１号
新潟市中央区長潟２丁目24番９号、前住所新潟市東区大形本町３丁目１番38号　ダイアパレス大形本町403号
債務者　捧　　正喜
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９２号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字長福寺235番地１
債務者　薮木　丈晴
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４４１号
大阪府岸和田市作才町23番地の４
債務者　鈴木　千恵
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５３１号
大阪府和泉市鶴山台３丁目５番93―209号
債務者　山野　和則
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５３９号
大阪府岸和田市大町４丁目11番13―102号、前住所大阪府岸和田市下池田町１丁目17番17―104号
債務者　小嶺　宏之
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係